○仙台市職員共済組合運営規則

昭和42年3月1日仙台市職員共済組合規則第1号

目次

第1章 総則(第1条-第4条)

第2章 組合員(第5条-第9条)

第3章 給付

第1節 通則(第10条-第14条)

第2節 短期給付(第15条-第19条)

第4章 福祉事業(第24条)

第5章 掛金及び負担金 (第25条-第25条の7)

第6章 財務(第26条)

第7章 内部監査(第27条-第32条)

第8章 雑則(第33条-第35条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この運営規則は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「法」という。)第17条第1項の規定に基づき、仙台市職員共済組合(以下「組合」という。)の業務執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務執行の基本原則)

第2条 組合の業務は、法令、仙台市職員共済組合定款(昭和37年仙台市職員共済組合公告第1号。以下「定款」という。)、この運営規則その他の規程の定めるところに従い、厳正かつ確実に執行されなければならない。

(所属所)

第3条 定款第4条第1項の規定により理事長が所属所を定める場合には、組合員の 給与支給機関を基準として定めるものとする。

(権限の委任等)

- 第4条 理事長は、その権限に属する事務の一部を理事、事務局長その他の組合員に 委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。
- 2 所属所長は、その権限に属する事務の一部を理事長の定めるところにより、その 所属所の職員に委任することができる。

第2章 組合員等

(資格確認書等の発行等)

- 第5条 資格確認書、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証(以下「資格確認書等」という。)は、理事長が発行する。
- 2 資格確認書の記号は、「仙市」とする。
- 3 資格確認書(任意継続)の記号は、「仙市任継」とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証の記号は、組合員の種別に応じ「仙市」又は「仙市任継」とする。

(資格確認書等の検認等)

第5条の2 組合は、必要に応じて、地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下、「施行規程」という。)第97条(第100条の2第3項、第110条の4の3第6項、第110条の5第5項及び第110条の6第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく資格確認書等について検認若しくは更新又は被扶養者に係る確認を行うものとする。この場合において、その実施については、別に定める。

(資格確認書の返納等)

- 第6条 組合員は、施行規程第98条の規定により資格確認書を返納するときは、元 の所属所長を経て理事長に返納しなければならない。
- 2 理事長は、施行規程第96条第1項及び第3項並びに前項の規定により提出され 又は返納された資格確認書について無効の表示をし、施行規程第96条第1項及び 第3項の場合にあっては同条第1項に定める再交付申請書とともに保管しなけれ ばならない。

(氏名・住所変更申告書)

- 第7条 施行規程第95条第1項に規定する申告書は、別紙様式第1号による。 (組合員の異動報告)
- 第8条 所属所長は、新たにその所属所の組合員になった者があるとき及びその所属 所の組合員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、5日以内に、別紙様 式第2号、第2号の2及び第2号の3による組合員異動報告書を理事長に提出しな ければならない。
 - (1) 組合員の種別に異動があったとき。
 - (2) 当該所属所に属する組合員でなくなったとき。
 - (3) 休職若しくは停職の処分を受けたとき又は復職したとき。
 - (4) 組合員が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。)第2条第1項の規 定により派遣された職員(以下「公益的法人等派遣職員」という。)となったとき。
 - (5) 組合員が公益的法人等派遣職員でなくなったとき。

(資格確認書の交付申請等の手続)

- 第9条 施行規程第3章の規定による資格確認書の交付に係る申請書(任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。)、資格確認書の再交付に係る申請書(任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。)又は資格情報通知書の再通知に係る申請書(任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。)の提出は所属所長を経て理事長に提出しなければならない。
- 2 施行規程第3章の規定による資格情報通知書(任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。)の通知又は資格確認書(任意継続組合員及びその被扶養者に係るものを除く。)の交付は、理事長が所属所長を経てしなければならない。
- 3 この章に規定するもののほか、施行規程第3章の規定により組合員が行う証票及 び関係書類の提出、返納及び交付は、所属所長を経て行うものとする。

第3章 給付

第1節 通則

(医療機関又は薬局との契約)

- 第10条 組合は、法第57条第1項第2号の規定により、組合員及び被扶養者の療養について、国、地方公共団体、公共企業体又は他の組合(他の法律に基づく共済組合を含む。)が当該職員又は当該組合員のために経営する医療機関又は薬局と契約することができる。
- 2 組合は、法第57条第6項の規定により、療養に要する費用の額について、前項

に規定する医療機関又は薬局のほか、保険医療機関又は保険薬局と契約することができる。

- 3 前2項の契約は、第4条の規定にかかわらず、理事長でなければすることができない。ただし、理事長が特に必要があると認めたときは、当該契約をすることについて組合員以外の者に委任することができる。
- 4 理事長又はその委任を受けた者は、第1項に規定する契約をしようとする場合には、契約の目的、診療の範囲、診療の費用の額の計算方法、一部負担金の取扱い、診療報酬の請求及び支払の手続、契約の期間、診療に関する帳簿書類の保存期間その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。
- 5 理事長又はその委任を受けた者は、第2項の契約をしようとする場合は、契約の 目的、診療の費用の額の計算方法その他必要な事項を記載した契約書を作成しなけ ればならない。
- 6 理事長は、第1項又は第2項の契約がなされたときは、当該契約のなされた医療機関又は薬局の名称及び所在地、診療の範囲、診療の費用の負担方法その他必要な 事項を適当な方法で組合員に周知させなければならない。

(一部負担金の減免)

- 第11条 組合員は、前条第1項に規定する医療機関から療養の給付を受ける場合には、当該契約の定めるところにより法第57条第2項に規定する一部負担金に相当する金額の全部又は一部を支払うことを要しない。
 - (一部負担金の減額、免除又は徴収猶予)
- 第11条の2 理事長は、一部負担金の支払の義務を負う組合員が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の資産に重大な損害を受けたときにより一部負担金を支払うことが困難であると認めるときは、組合員に対し、法第57条の2の規定により一部負担金の減額、免除又は徴収猶予(以下「一部負担金の減額等」という。)を行うことができる。
- 2 前項に規定する一部負担金の減額等については、別表第1又は別表第2に定める ところによるものとする。
 - (一部負担金の減額等の取扱い)
- 第11条の3 前条の規定により一部負担金の減額等を受けようとする組合員は、次に掲げる事項を記載した申請書に減額等を受けようとする理由を証明する書類を添付して、理事長に提出しなければならない。
 - (1) 組合員の氏名及び住所
 - (2) 療養の給付を受ける者の氏名及び生年月日
 - (3) 傷病名及び発病又は負傷の年月日
 - (4) 申請理由
 - (5) その他必要な事項
- 2 理事長は、前項の申請書の提出があったときは、すみやかに当該申請に関する審査を行い、申請を承認したときは承認通知書を、承認しなかったときは不承認通知書を当該申請のあった日から14日以内に組合員に交付しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、当該申請のあった日から30日以内を限度として、その期間を延長することができる。
- 3 理事長は、前項の規定により申請を承認したものについては、当該承認に係る証明書を組合員に交付しなければならない。
- 4 一部負担金の減額等を受けた者が保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において療養の給付を受ける場合は、法第57条第1項に規定する 方法により組合員であることの確認を受ける際、前項の証明書を添付しなければな

らない。

5 一部負担金の減額等の適用を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、 直ちにその旨を理事長に申し出なければならない。

(一部負担金の減額等の取消し)

- 第11条の4 理事長は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減額又は 免除を受けた者がある場合は、直ちに当該一部負担金の減額又は免除を取り消し、 当該取消しの日の前日までの間に減額又は免除により支払を免れた額を返還させ るものとする。
- 2 理事長は、一部負担金の徴収猶予を受けた組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、徴収を猶予した一部負担金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収するものとする。
 - (1) 徴収猶予の適用を受けた者の資力の回復その他の事情が変化したため、徴収猶予が不適当であると認められるとき。
 - (2) 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。
- 3 理事長は、前2項の規定により一部負担金の減額等の取消しをしたときは、保険 医療機関等及び組合員に対し通知するものとする。

(社会保険診療報酬支払基金との契約)

- 第12条 組合は、社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という。)との契約により、法第144条の33第1項各号に掲げる事務を基金に委託するものとする。
- 2 組合は、基金との契約により、第10条第1項に規定する医療機関又は薬局に対する組合員及び被扶養者の療養の費用の支払に関する事務(当該療養の給付の審査を含む。)を基金に委託することができる。
- 3 第10条第3項の規定は、前2項の契約について準用する。
- 4 第1項又は第2項の契約をしようとする場合には、契約の目的、委託金の額、支 払金請求の手続、事務費の額、契約の期間その他必要な事項を記載した契約書を作 成しなければならない。

(国民健康保険中央会との契約)

- 第12条の2 組合は、公益社団法人国民健康保険中央会との契約により、法第63条第2項の規定により出産費の受給権を有する組合員であった者に代わり出産費を代理受領する国民健康保険の保険者に対し、組合が支払うべき出産費の支払に関する事務を宮城県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。
- 2 第10条第3項の規定は、前項の契約について準用する。
- 3 理事長又はその委任を受けた者は、第1項の契約をしようとする場合には、契約の目的、委託金の額、支払金請求の手続、契約の期間その他必要な事項を記載した 契約書を作成しなければならない。

(給付の請求等の手続)

- 第13条 第9条の規定は、施行規程第4章の規定により組合員が行う給付に関する 請求書その他の帳票及び関係書類の提出、返納及び交付について準用する。
- 2 施行規程第110条の4に規定する高額療養費請求書は、保険医療機関、保険薬局、特定承認保険医療機関、指定訪問看護事業者又は保険診療について契約を締結した柔道整復師から提出される診療報酬明細書、薬剤報酬明細書、訪問看護療養費明細書、療養費請求書及び家族療養費請求書をもって、当該高額療養費の請求書の提出があったものとみなす。

(添付書類の省略)

第14条 2以上の給付を同時に請求する場合において、これらの給付の請求の際添付すべき書類が同一であるときは、一の添付書類によりこれらの給付を請求するこ

とができる。この場合において、添付書類を省略した請求書の余白に当該他の請求 書の名称その他必要な事項を記載しなければならない。

2 同一の給付事由による傷病手当金、出産手当金又は休業手当金を2回以上にわたって請求する場合には、次回以後の請求についてその添付書類を省略することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第2節 短期給付

(資格喪失後の給付)

第15条 組合員の資格喪失後における療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、出産費、家族埋葬料、傷病手当金又は出産手当金(以下「療養の給付等」という。)を受けるべき者が、健康保険法第5章の規定による療養の給付等を受けることができるに至ったとき、又は他の組合の組合員(他の法律に基づく共済組合でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。)の資格を取得したときは、遅延なくその旨を理事長に届け出なければならない。

(短期給付の支払い)

- 第16条 傷病手当金、出産手当金、休業手当金、家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金は各月を単位として支給し、その他の短期給付は月の定日に支給する。ただし、これにより難い事情がある場合はこの限りではない。
- 2 組合員は、前項の規定により短期給付の支給を受ける場合は、あらかじめ金融機関の預金口座を指定し組合に届け出なければならない。

(休業手当金の給付事由及び期間)

第17条 法第70条第5号に規定する運営規則で定める事由は、組合員の配偶者 (届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は一親等 の親族(子の配偶者を除く)で被扶養者でないものの病気又は負傷とし、当該運営 規則で定める期間は、5日(所属所長が特に必要と認めた場合はその定めた期間) とする。

(給付金明細簿)

第18条 理事長は、短期給付の支払をしたときは、別紙様式第3号による給付金明 細簿に所要の事項を記載して整理しなければならない。

(給付期間の満了の通知)

- 第19条 理事長は、療養を受けている組合員又は被扶養者が法第61条第1項の規定に該当するに至ったときは、組合員、現に療養を受けている医療機関及び基金にその旨を通知するものとする。
- 第20条 削除

第4章 福祉事業

- 第21条~第23条 削除
- 第24条 定款第34条の規定により組合が行う福祉事業に関する規程については 理事長が別に定める。

第5章 掛金及び負担金

(地方公営企業法の規定の適用を受ける職員の報酬等)

第25条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第17条第1項及び附則第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用を受ける職員に係る地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号。以下「令」と

- いう。)第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第38条第1項に規定する給与のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する給与を除いたものとする。
- 2 地方公営企業法第38条の規定の適用を受ける職員に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第38条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当に相当する給与とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、地方公営企業法第38条の規定の適用を受ける職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員にあっては、第1項中「給与を除いたもの」とあるのは、「給与を除き、地方自治法第204条第1項に規定する給料に相当する給与の支給日に支給される同法第204条第2項に規定する期末手当に相当する給与を加えたもの」とし、第2項中「給与」とあるのは、「給与とし、地方自治法第204条第1項に規定する給料に相当する給与の支給日に支給される同法第204条第2項に規定する期末手当に相当する給与を除いたもの」とする。

(海外派遣職員の報酬等)

- 第25条の2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律(昭和62年法律第78号)第2条第1項の規定により派遣された職員(次項において「海外派遣職員」という。)に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第7条に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する給与を除いたものとする。
- 2 海外派遣職員に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第7条に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当に相当する給与とする。

(公益的法人等派遣職員の報酬等)

- 第25条の3 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条第1項の規定により派遣された職員(次項において「公益的法人等派遣職員」という。)に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第2条第3項に規定する報酬及び同法第6条第2項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)並びに退職手当に相当する報酬及び給与を除いたものとする。
- 2 公益的法人等派遣職員に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第3項に規定する報酬及び同法第6条第2項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当並びに特定任期付職員業績手当に相当する報酬及び給与とする。

(令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者の報酬等)

- 第25条の4 令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者に係る令第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条の2第1項に規定する報酬のうち、同法第204条第2項に規定する期末手当、特定任期付職員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する報酬を除いたものとし、同法第203条の2第3項の規定により職務を行うために要する費用の弁償を受けるもの(同法第204条第2項に規定する通勤手当に相当するものに限る。)及び同法第203条の2第1項に規定する報酬の支給日に支給される同法第204条第2項に規定する期末手当に相当する報酬を加えたものとする。
- 2 令第2条第1項第6号及び第7号に掲げる者に係る令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第203条の2第4項に規定する期末手当及び勤勉手当並びに同法第203条の2第1項に規定する報酬のうち、同法第204条第2項に規定する期末手当(同法第203条の2第1項に規定する報酬の支給日に支給される期末手当に相当する報酬を除く。)及び特定任期付職員業績手当に相当する報酬とする。

(継続長期組合員の報酬等)

- 第25条の5 継続長期組合員(法第140条第2項に規定する継続長期組合員をいう。次項において同じ。)に係る令第40条第3項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)及び退職手当に相当する給与を除いたものとする。
- 2 継続長期組合員に係る令第40条第3項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける 給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当及び特定 任期付職員業績手当に相当する給与とする。

(組合役職員の報酬等)

- 第25条の6 組合役職員(法第141条第1項に規定する組合役職員をいう。次項において同じ。)に係る令第40条の2第1項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当及び退職手当に相当する給与を除いたものとする。
- 2 組合役職員に係る令第40条の2第1項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける 給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当及び勤勉手当に相当 する給与とする。

第6章 財務

(寄附及び補助の受入れ)

- 第26条 組合は、寄附又は補助を受けることができる。
- 2 用途を指定した寄附又は補助は、その目的のほかに使用することができない。
- 3 用途を指定しない寄附又は補助は、主として組合の行う福祉事業の費用に充てる ものとする。

第7章 内部監査

(監査員)

- 第27条 組合に監査員を置く。
- 2 監査員は、理事長が組合員のうちから命ずるものとする。
- 3 監査員の数、資格その他については、理事長が定める。 (監査)
- 第28条 施行規程第171条に規定する監査は、定期監査及び臨時監査とし、前条 に規定する監査員が行うものとする。
- 2 定期監査は、毎事業年度末日現在において行うものとする。
- 3 臨時監査は、出納主任(代理出納主任及び分任出納主任を含む。)に異動があった 場合及び理事長が必要と認めた場合に行うものとする。

(監査員の権限)

第29条 監査員は、出納役その他の出納職員(以下「出納職員」という。)又はこれらの代理者に対し、現金、預金通帳、帳簿証票書類その他の書類の提示、事実の説明、資料の作成その他監査に必要な事項を要求することができる。

(監査の立会)

第30条 監査員が監査を行う場合には、出納役及び出納職員は、監査に立ち会わなければならない。ただし、これらの職員が事故のため自ら立ち会うことができないときは、その代理者が立ち会わなければならない。

(監査報告書)

- 第31条 監査員は、監査が終了したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。
 - (1) 監査年月日
 - (2) 監査の対象となった期間
 - (3) 監査事項
 - (4) 監査の結果の概況及び意見
 - (5) 事務局長及び出納職員に対して直接注意した事項
 - (6) 文書をもって注意しなければならない事項
 - (7) その他参考事項

(監査中の事故報告)

第32条 監査員は、監査中に重大な事故を発見したときは、直ちに理事長に報告しなければならない。

第8章 雑則

(書類の保存期間)

- 第33条 次の各号に掲げる書類に係る施行規程第165条第6号に規定する運営 規則で定める期間は、当該各号に掲げる期間とする。
 - (1) 例 規

常用

- (2) 組合員原票及び通算退職年金原票 10年
- (3) 前2号及び施行規程第165条第1号から第5号までに掲げる書類以外の書 類 3年

(地方公共団体の報告)

- 第34条 施行規程第173条第1項の規定により地方公共団体は、毎月における組合員種別毎に、組合員数、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額並びにその他掛金の算定の基礎となる事項を報告するものとする。
- 2 前項の掛金の算定の基礎となる事項は、育児休業又は産前産後休業の取得に係る 掛金の免除を申し出た者の組合員数、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額とす る。

(細則の制定)

第35条 この規則で定めるもののほか、組合の業務の執行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 仙台市職員共済組合運営規則(昭和37年仙台市職員共済組合運営規則第1号)は、廃止する。
- 3 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する 政令(昭和61年政令第58号)第5条第6項に規定する運営規則で定める仮定給 料の額は、その者の休職等の事由が消滅して職務に復帰した場合において講じられ た給料の調整の際の措置にならい、当該休職等の期間について昭和45年仙台市人 事委員会規則第3号(仙台市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則)第 41条第1項に規定する調整期間に応じて定期昇給が行われていたとしたならば、 その者が当該期間内において受けるべきであった給料の額等を基準として理事長 が定める額とする。
- 4 当分の間、第25条の2中「期末手当」とあるのは、「期末手当及び地方自治法 (昭和22年法律第67号) 附則第5条の2第1項に規定する特例一時金に相当す る手当」と第25条の6中「期末手当に相当する手当」とあるのは、「期末手当の相 当する手当及び地方自治法附則第5条の2第1項に規定する特例一時金に相当す る手当」とする。
- 5 東日本大震災による被害を受けたことにより療養の給付について第11条の2 の措置が採られるべき組合員の一部負担金の減額等については、平成23年3月1 1日から平成24年9月30日までの間、同条中「別表第1又は別表第2に」とあるのは、「理事長が別に」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年8月7日から適用する。 附 則

- この規則は、昭和55年12月3日から施行し、昭和55年7月1日から適用する。 附 則
- この規則は、昭和59年4月1日から施行する。
- この規則は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。 附 則
- この規則は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。 附 則
- この規則は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。 附 則
- この規則は、公布の日から施行し、昭和63年1月1日から適用する。 附 則
- この規則は、平成2年9月17日から施行する。 附 則
- この規則は、公布の日から施行し、平成3年6月1日から適用する。 附 則
- この規則は、公布の日から施行し、平成3年6月1日から適用する。 附 則
- この規則は、平成4年4月1日から施行する。 附 則

- この規則は、公布の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。 附 則
- この規則は、平成7年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成8年2月22日から施行する。 附 則
- この規則は、平成14年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成15年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成15年10月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成18年10月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成20年12月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成21年10月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この規則は、平成23年6月6日から施行する。 附 則
- この規則は、平成24年3月1日から施行する。附則
- この変更は、平成29年4月1日から施行する。 附 則
- この変更は、平成30年7月1日から施行し、同年5月1日から適用する。 附 則
- この変更は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。 附 則
- 1 この変更は、令和6年12月5日から施行し、第25条、第25条の2、第25条の3、第25条の4及び第25条の5の変更規定(「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める部分に限る。)は令和5年9月1日から及び第25条の4の変更規定(「期末手当及び」の次に「勤勉手当並びに」を加える部分に限る。)は令和6年4月1日から並びに変更後の第5条、第5条の2、第6条、第7条、第8条、第9条及び第11条の3の規定は同年12月2日から適用する。
- 2 この規則の適用の際現に交付されている組合員証、組合員被扶養者証、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証については、適用日から起算して1年を経過する日(法第144条の2第2項に規定する任意継続組合員又はその被扶養者に係るものにあっては、同日又は同条第5項の規定により資格を喪失する日の前日のいずれか早い日とし、組合が有効期限を定めて交付したものにあっては、適用日か

ら起算して1年を経過する日又は有効期限に至った日のいずれか早い日とする。) までの間は、なお従前の例による。

3 この規則の適用の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

氏名•住所変更申告書

記	合員 号番	号	仙 市		所	· F	ning						
組	合員氏	名			生	年月日	l	□ 昭和□ 平月			年	月	日
			「住所変更」 <i>0</i>	つ場合は資格	確認書	交付希	望(こついて	記入不	要			
対 象 者			資格確認書の □ 組合員本人 交付希望 ・理由			マイナン	lを /バ バー	ーカート -カードを	□ ドを取得し と保有して 月が困難な	いるが健	康保険	証登録を行 である	うていない
		Ť	□ 被扶養者 (氏名)	資格確認書の 交付希望 ・理由	(3	マイナン	目を /バ バー	ーカート -カードを	□ 「を取得し に保有して 目が困難な	いるが健	康保険		_{「っていない}
			□ 被扶養者 (氏名)	資格確認書の 交付希望 ・理由	(3	マイナン	目を /バ バー	ーカート -カードを	□ 「を取得し と保有して 引が困難な	いるが健	康保険		_「 っていない
	フリカ	ĵナ											
氏名変更	新 氏	名				旧氏	名						
~			員本人の氏名変更の f組合からの短期給付										
住所変	新 住	所	₸										
更	旧住	所											
上	:記のと	おり	申告します。										
	仙台市	職員	共済組合理事長 楊	Ŕ									
	令 和	I	年 月 日) 員氏名 自 署)								
				連 電	絡 先 話番号								
						入力	b	回 収	交 付	共	済刹	且合受	付 印
						庁		窓	郵				

(運営規則別紙様式第2号)

組合員異動報告書

組合員の 4 四 4年日日				異動区分						
組合員氏名	組合員の 記号番号	性別	生年月日	市長部局又は他 の事業所へ転出	市長部局又は他の 事業所から転入	他の組合へ転出	退職	その他	異動年月日	
				局 課						

仙台市職員共済組合理事長 様

年 月 日

所属長

- 1 「転出」「転入」は所属所を記入ください。
- 2 「他の組合への転出」は仙台市を退職し引き続いて他の官公署へ就職した場合に記入ください。
- 3 「退職」は仙台市を退職した場合及び仙台市を退職し引き続かないで、他の官公署へ就職した場合に丸印をしてください

組合員異動報告書(再任用フルタイム)

ил А П г Б	組合員の 記号番号	M. Dd	生年月日		田舎左口口		
組合員氏名		性 別		再任用短時間 への移行	他の組合へ転出	退職	異動年月日

仙台市職員共済組合理事長 様

年 月 日

所属長

- 「再任用短時間への移行」の欄には、移行する場合はその日付を記入ください。
- 2 「他の組合への転出」は仙台市を退職し引き続いて他の官公署へ就職した場合に記入してください。 3 「退職」は仙台市を退職した場合及び仙台市を退職し引き続かないで、他の官公署へ就職した場合に丸印をしてください

組合員異動報告書(短期組合員)

	組合員の 記号番号		生年月日					
組合員氏名		性別		退職	職種変更	種別変更	その他	異動年月日
仙台市職員共済組合理事長 様								

年 月 日

所属長

- 1 自企業体内で再任用短時間→会計年度任用職員のように職員番号が変更になる職員は職種変更に記入ください。
- 2 再任用短時間→再任用フルタイムや要件未達の会計年度フルタイム→会計年度フルタイムのように組合員が 同一職員番号で種別が変更になる場合には種別変更に記入ください。
- 3 どの項目にも当てはまらない場合には、その他に内容を記入ください。

給 付 金 明 細 簿

支払年月 年 月 日

記号番号	組合員 氏 名	給付金の 種 別	給付事由 発生年月	給付額	振込先金融機関名	口 座 名義人

別表1

一部負担金の減額又は免除に該当する場合(仙台市職員共済組合運営規則第11条の2)

区分	基準	減額割合又 は免除の別	申請期間	摘要
条の2第1	災害により組合員の所有に係る住宅 又は家財について受けた損害割合が 次の各号のいずれかに該当する者 1 損害割合が 3/10以上 5/10未 満であること 2 損害割合が 5/10以上であるこ と	5/10	災け属か以間を日る6のの月月期	日の属す る月から 3月の間

別表2

一部負担金の徴収猶予に該当する場合(仙台市職員共済組合運営規則第11条の 2)

基準	摘 要
規則第11条の2第1項に該当する者で、	申請した日の属する月から3月の間の一
徴収猶予する期間内において徴収猶予す	部負担金について適用する。猶予する期間
る一部負担金相当の収入が生じる見込み	は徴収猶予の適用を受けた翌月から各々
があるもの	6月以内とする。